

奨学金制度の充実を求める意見書

奨学金を利用する学生等の割合は年々増加傾向にあり、独立行政法人日本学生支援機構の平成26年度学生生活調査結果によると、既に大学生の5割強、大学院生の6割強が何らかの奨学金を利用している。その背景には、大学の初年度納付金の大幅な上昇や、家庭収入の減少等により、奨学金等の経済的支援がなければ、進学が困難な学生等が増加しているという状況がある。

現在、国においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により高等教育段階への進学を断念することがないように、無利子奨学金事業の拡充や、国立大学・私立大学等の授業料減免の充実を図るなどの経済的な支援を行っている。

しかしながら、我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業は貸与型であり、その約3分の2が有利子による貸与となっている。そのため、将来負担の大きい制度となっており、卒業後の返済に苦勞する若者が増加し、延滞者数が平成26年度末で約33万人となっている。

そのような中、政府は本年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

奨学金制度の趣旨に鑑みると、こどもたちが家庭の経済状況に関わらず進学し、安心して学業に専念できるとともに、卒業後の返済についても負担とならない環境をつくることが大変重要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、奨学金制度の充実を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 無利子奨学金を一層充実させるとともに、返還額が卒業後の返済の負担とならないよう、現行制度より柔軟な所得連動返還型奨学金制度を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月24日

江東区議会議長 堀 川 幸 志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて